

## 入学時特別増額貸与奨学金申込書（編入学者用）

(西暦) 年 月 日

独立行政法人 日本学生支援機構理事長 殿

「第一種奨学金」「第二種奨学金」の申込み・継続に際し、基本貸与月額に加え、入学時特別増額貸与奨学金(10万円・20万円・30万円・40万円・50万円からの選択制)の貸与を申し込みます。

本奨学金の貸与が認められた場合は、日本学生支援機構法施行令及びその他の諸規程等に定める規定を遵守し、返還することを確約します。

### 1. 本人記入欄

学校名	学部	学科	学籍番号
フリガナ 氏名	生年月日 (西暦)		年 月 日生
「入学時特別増額貸与奨学金」について (いずれか該当するものに○)			
貸 与 額	10万円・20万円・30万円・40万円・50万円		
利率の算定方法 (第一種奨学金を希望した場合のみ*)	1. 利率固定方式を選択します 2. 利率見直し方式を選択します		

\* 第二種奨学金と同時に貸与する場合は、入学時特別増額貸与奨学金の利率の算定方法は第二種奨学金と同じになります。

### 2. 学校記入欄

採用種別 (該当する数字に○)	1. 貸与奨学金継続 (旧編入学の2)	2. 定期	3. 緊急・応急
-----------------	---------------------	-------	----------

#### ○採用種別が 1. の場合の入学時特別増額貸与奨学金に係る申告書等について

貸与奨学金継続 (旧編入学の2) で第二種奨学金月額の継続を希望し、かつ、入学時特別増額貸与奨学金も希望する場合は、必ず日本政策金融公庫の「国の教育ローン」に申込み、低所得等を理由に利用できなかったことの申告書等の提出が必要です。

本申込書と「入学時特別増額貸与奨学金に係る申告書 (在学大学等・院共通)」及び添付書類を提出してください。

「国の教育ローン」の融資を受けられた場合は、入学時特別増額貸与奨学金の利用はできません。

#### ○採用種別が 2. 3. の場合の入学時特別増額貸与奨学金に係る申告書等について

大学等：貸与額算定基準額 75,000 円(又は大学院：認定所得金額 120 万円)を超える場合は、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」に申込み、低所得等を理由に利用できなかったことの申告書等の提出が必要です。

本申込書と「入学時特別増額貸与奨学金に係る申告書 (在学大学等・院共通)」及び添付書類を提出してください。

機構による家計審査後、選考ソフトの「D-1. 選考状態の確認」画面の「貸与額算定基準額」(院：認定所得金額)欄にて「申告不要・必要」を確認できます。

#### 学校記入欄

学 校 番 号			
学 校 名			
学校電話番号		担当者氏名	